

005GBPCA

941178



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 №16  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上 広樹  
【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
【報告義務発生日】(4) 平成17年6月24日  
【提出日】 平成17年11月8日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名  
【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	東京美装興業株式会社
会社コード	9615
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都新宿区西新宿6-5-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ジョンソン・コントロールズ・インク (Johnson Controls Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ウィスコンシン州ミルウォーキー、ピーオーボックス591、 ノース・グリーン・ベイ・アベニュー5757
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治33年7月31日
代表者氏名	ジョン・パース
代表者役職	会長兼最高経営責任者
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上 広樹
電話番号	03 (3288) 7000

(2) 【保有目的】(9)

<p>発行会社の業務提携先として株式を保有していたが、平成17年6月24日をもってジョンソンコントロールズホールディング有限会社に対する八木秀記氏の東京美装興業株式会社株式の担保差入が解消されたことにともない、ジョンソン・コントロールズ・インクと八木秀記氏との間の債権債務関係も解消され、同社は共同保有者から除外された。</p>
--

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	10,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 10,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 10,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月24日現在)	S 15,475,610
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.06

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	5,880
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	5,880

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】（7）

#### (1)【提出者の概要】（8）

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ジョンソン・コントロールズ・インターナショナル・インク (Johnson Controls International, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ウィスコンシン州ミルウォーキー、ピーオーボックス591、 ノース・グリーン・ベイ・アベニュー5757
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和47年11月28日
代表者氏名	ジェローム・ディ・オカーマ
代表者役職	社長
事業内容	持株会社

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 井上 広樹
電話番号	03 (3288) 7000

#### (2)【保有目的】（9）

発行会社の業務提携先として株式を保有していたが、平成17年6月24日をもってジョンソンコントロールズホールディング有限会社に対する八木秀記氏の東京美装興業株式会社株式の担保差入が解消されたことにもない、ジョンソン・コントロールズ・インターナショナル・インクと八木秀記氏との間の債権債務関係も解消され、同社は共同保有者から除外された。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	200,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 200,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 200,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年6月24日現在)	S 15,475,610
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.29
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	1.29

(4) 【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	117,600
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	117,600

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						

### 第3【共同保有者に関する事項】(14)

#### 1【共同保有者/1】(15)

##### (1)【共同保有者の概要】(16)

###### ①【共同保有者】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	八木 秀記
住所又は本店所在地	東京都大田区田園調布3-34-8
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

###### ②【個人の場合】

生年月日	昭和34年8月1日
職業	発行会社 代表取締役社長
勤務先名称	東京美装興業株式会社
勤務先住所	東京都新宿区西新宿6-5-1

###### ③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

###### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	



## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(17)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,981,390		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,981,390	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,981,390		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月24日現在)	S 15,475,610
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	19.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	19.27

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】(18)

八木秀記

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,981,390		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,981,390	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,981,390		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

###### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月24日現在)	S 15,475,610
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	19.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	20.62

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Johnson Controls, Inc. with its principal office at 5757 N. Green Bay Avenue, PO Box 591, Milwaukee, Wisconsin, USA (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Hiroki Inoue and Mr. Ryo Okubo, attorneys-at-law of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the reports described in Article 27-23, 27-25 and 163 of the Securities and Exchange Law of Japan concerning securities of Tokyo Biso Kogyo Corporation (the "Reports") and to do any and all acts that said agent and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Mr. John P. Kennedy, this 5<sup>th</sup> day of February, 2004.

Johnson Controls, Inc.

By: \_\_\_\_\_

Name: John P. Kennedy

Title: Secretary

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国ウィスコンシン州ミルウォーキー、ピーオーボックス 591、ノース・グリーン・ベイ・アベニュー5757 に本店を有するジョンソン・コントロールズ・インク（「当社」）は、ここに、東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士井上広樹氏、同大久保涼氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して東京美装興業株式会社の有価証券に関して日本国証券取引法第 27 条の 23、第 27 条の 25 及び第 163 条に定める報告書を作成し、これを日本国関東財務局長に提出する権限及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2004 年 2 月 5 日、ジョン・ピー・ケネディ氏をして本委任状に適法に署名せしめた。

ジョンソン・コントロールズ・インク

[署 名]

氏名： ジョン・ピー・ケネディ  
役職： セクレタリー

上記正訳致しました。

弁護士 井上 広樹



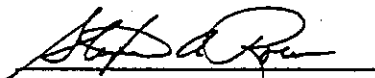
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Johnson Controls International, Inc. with its principal office at 5757 N. Green Bay Avenue, PO Box 591, Milwaukee, Wisconsin, USA (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Hiroki Inoue and Mr. Ryo Okubo, attorneys-at-law of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the power to execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the reports described in Article 27-23, 27-25 and 163 of the Securities and Exchange Law of Japan concerning securities of Tokyo Biso Kogyo Corporation (the "Reports") and to do any and all acts that said agent and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Mr. Stephen A. Roell, this 5 day of February, 2004.

Johnson Controls International, Inc.

By:



Name: Stephen A. Roell

Title: Director

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国ウィスコンシン州ミルウォーキー、ピーオーボックス 591、ノース・グリーン・ベイ・アベニュー5757 に本店を有するジョンソン・コントロールズ・インターナショナル・インク（「当社」）は、ここに、東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士井上広樹氏、同大久保涼氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して東京美装興業株式会社の有価証券に関して日本国証券取引法第 27 条の 23、第 27 条の 25 及び第 163 条に定める報告書を作成し、これを日本国関東財務局長に提出する権限及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2004 年 2 月 5 日、スティーブン・エイ・ロウル氏をして本委任状に適法に署名せしめた。

ジョンソン・コントロールズ・インターナショナル・インク

[署 名]

氏名： スティーブン・エイ・ロウル  
役職： 取締役

上記正訳致しました。

弁護士 井上 広樹

